

## 有効期限切れワクチン接種事案の発生について

### 1 概要

本市の予防接種事業を実施する市内医療機関において、有効期限切れのワクチンを接種したことが判明しました。なお、対象者の健康状態を確認した所、現時点で健康被害は発生しておりません。

### 2 発生の経緯と対応

1月17日市内医療機関において、令和 6 年 12 月、令和 7 年 1 月に乳幼児 4 名に有効期限が過ぎたワクチン(ヒブ・五種混合)を接種していたことが判明。判明後、市と医療機関は保護者に連絡し、健康状態の確認、謝罪と説明を行いました。

この事態を受け、今年度と 5 年保存(令和元年度から令和 5 年度)の予防接種記録を調査し、4 医療機関において有効期限を過ぎたワクチン(麻しん・風しん)の接種が幼児 22 名にあったことが判明。

市と医療機関は、保護者にご本人の健康状態の確認と謝罪、希望に応じてワクチンの再接種又は抗体検査が行えることを説明しました。なお、この件につきましては、県に報告済みです。

### 3 原因

医療機関で、有効期限の確認が適切にされなかったため。また、市では、期限切れのワクチンの接種がおきていないか確認出来ていなかったため。

### 4 再発防止策

市は、医療機関に対し、在庫管理の徹底、複数人による有効期限の確認を指導してまいります。また在庫管理を含めた注意事項遵守の確認を 3 か月ごとに行うとともに、医療機関から提出される接種記録での有効期限の確認を徹底します。

この間違い接種に遭われたご本人及びご家族の皆様には、多大なご心配やご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。今後は、二度と発生しないよう再発防止に努めてまいります。

#### (問合せ先)

担 当 健康福祉部 健康づくり推進課  
健康総務係  
小穴、辻井

電 話 0266-82-0105

FAX 0266-82-0106